

NEWS LETTER

2008年9月号 (No.123)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

いつ売上計上していますか？

みなさんの会社では売上をいつ計上していますか？中には、入金時に売上に計上している会社もあるのではないのでしょうか。

●入金していないのに、なぜ売上？

「入金あつての売上じゃないか」と思ったことのある社長さんもいらっしゃるのではないのでしょうか。現金商売なら現金受取（商品引渡し）時に売上で問題ありません。しかし、掛売上の場合など、請求してから入金まで1、2ヶ月かかる場合があります。

税法では入金まで売上計上を待ってはくれません。商品の引渡しや業務の完了した日などを基準として売上を計上していくことになります。



●売上の計上基準

(1) 原則

収益(売上)が実現したときに売上を計上すること

- ①販売：物品などの引渡しのあつた日
- ②請負（サービス）：業務の完了(工事等が完成)した日

(2) 商品、製品などの売上

- ①出荷基準：商品出荷時に引渡しがあつたとする方法
- ②検収基準：相手側の検収時に引渡しがあつたとする方法

(3) 請負（サービス）などの売上

【物の引渡しを要しないもの】

- ①役務完了基準：役務(業務)が全て完了した日
- ②部分完了基準：部分的に業務が完了し売上が確定した日

【物の引渡しを要するもの】

- ①完成引渡基準：目的物全部を引き渡した日
 - ②部分完成基準：完成部分を引き渡した日
- 上記はあくまで一例ですが、会社に合った計

上基準を1つ採用しなければいけません。原則として、売上ごとに計上基準を変更するなどの、複数の基準を採用することはできません。そして、一度採用した基準は継続して適用しなければいけません。

●請負業務での注意点

請負業務では、請負契約書を作成し、納品日、入金時期、などを明記しておけば基本的に問題はありません。しかし、口約束だけで業務を請負うこともあるかと思います。その場合に、売上規模が大きくなり、前受金などの手付金をもらっている場合は要注意です。その手付金などを説明する根拠資料がないと、将来の税務調査で売上として修正され、追加で税金を取られてしまう可能性があります。口約束で業務を請負うのであれば、会社で前受金の額や残金の清算方法、納品時期などを書面で残しておく必要があります。

●売上と費用（仕入、外注費など）の関係

会計の決まりに「費用収益対応の原則」というものがあります。これは売上と仕入などの費用を期間対応させるものです。特に決算時などは注意が必要です。当期に製品等の製作を開始したものの、当期中に製品が完成しなかった場合は、製作途中のものを「仕掛品」として資産に計上しなければいけません。あくまで当期の売上と当期に発生した費用とが対応していないとダメなのです。



●まとめ

売上の計上基準や費用との対応関係などは、税務調査でもポイントになってきます。決算時などは担当者からいろいろとご質問があるかと思いますが、ご協力お願いいたします。

(北岡 慧太)